

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第27回）			
日 時	平成26年2月10日（月）17時30分～20時29分		
場 所	弘前市役所6階第1会議室	傍聴者	9人
出席者 (14人)	委員 (7人)	佐藤三三委員長、工藤委員、福士委員、清野委員、阿部委員、村上委員 三橋委員	
	執行機関 (7人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、櫻庭主査、対馬主査、佐藤主事 阿保主事	
	その他	—	

## 会議概要

## 1 開会

## 2 議事

## (1) 中間報告書の修正について

## 【結論（審議方法）】

- 中間報告書に対する各主体からの意見を受けて、中間報告書をどのように修正するかについて議論する。

## 【意見43 主体について（子ども）（捕足）】

- 前回会議で、主体の子どもの部分について、小中高生という表現が用語としてないので、法律の表現を意識しながら、修正案を示していたが、かえって分かりづらいという懸念があった。再度検討した結果、次の表現としたい。  
「子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒」
- より簡潔な表現になったので、このとおりとしたい。

## 【結論】

- 子どもの表現を上記のとおり修正する。

## 【意見50 主体の役割等について】

意見50・まちづくりに参画している学生は、県外の人が多く、やや寂しく感じているが、現在、その部分については、子どもの頃から一生懸命教育しているので、そういう意味では、先生の役割があってもいいと思う。

## 【議論】

- 市民として捉えていいのではないか。
- 学生を主体に位置付けたのは、弘前の学都という特徴を考えたからである。先生の役割も市民に含まれる考えでいいと思う。
- 意見の内容は分かるが、そういったものを主体にあげていくときりがないので、現在のままでいいと思う。

## 【結論】

- 中間報告書のまま、修正はしない。

## 【意見51 主体の役割等について】

意見51・主体の役割については、子どもや学生など、段階を踏んで役割が明確化されているところがすごく分かりやすくていいと思った。

## 【結論】

- 賛成意見のため、審議しない。

## 【意見52 市民の役割等について（類似意見 意見53）】

意見52・安全に暮らしていく権利については、自分が役割を果たした後で受けられるもの

が安定した生活であって、最初から享受する権利を与えられているわけではなく、その権利を逆手にとって振りかざしてくる場合もあり得るので、できれば排除しておかなければならないと思う。

意見 5 3・市民は、確かに安心安全に地域で暮らしていくける権利を有するが、協働によるまちづくりを進める上では、そのような環境を自らつくるといった役割の方が大きいと思うので、補完性の原理に基づき、市民自らが主体的に取り組んでもらうための内容を役割として記載してはどうか。

#### 【議論】

- ・安全安心に暮らす権利があるというのは、市民に対して当たり前のことなので、権利を振りかざすことが考えられなくもないが、その前段階の、権利を有するという部分なので、今までいいと思う。
- ・権利を逆手にとって何かをするものではないと思うので、今までいいと思う。
- ・この項目は、市民の役割が記載されるので、権利を有するだけでなく、何をするべきかという役割が書かれるべきだと思う。
- ・近年、安全安心という言葉が大事になっているので、この言葉は入れたいと思う。
- ・権利の部分は念押しで、後段で、みんなで一緒にやっていこうという内容を記載すればいいのではないか。

#### 【結論】

- ・修正案のとおり、修正する。(ただし、「まずは」という表現は除く。)

#### 【意見 5 4 市民の役割等について】

意見 5 4・まちづくりに意欲のある子どもは、自分から関わりたいと思っているが、そうでない子どももいるので、小さいときから家庭で教える環境を作つてあげたい。

#### 【議論】

- ・具体的にどの部分に入れ込むかは別だが、環境づくりは何らかのかたちで必要だと思う。
- ・子どもを育てる役割は、市民にあると思うが、そうなれば市民力の向上といった部分で読めるので、新たに追加する必要はないと思う。
- ・条例が出来た後、市民がどのように子どもたちを担い手として育てていくかという具体的な部分になってくると思う。
- ・このような意見があったことを踏まえて、運用の段階で生かしていくべきと思う。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見 5 5 市民の役割等について】

意見 5 5 ア・まちづくりは、古いものと新しいものが入り混じった中で意見を述べ合うことが大事であるため、この条例の理解と同時に、協力と協働の取組や意気込みのある人をどれだけ増やすかが非常に重要だと思う。

意見 5 5 イ・町会の加入率について、加入率を上げるため、町会の加入に関する条例をお願いできないものかと思っている。

#### 【議論】

- ・町会の活性化については、当委員会で議論し、町会加入について記載したほうがいいという意見もあったが、結果的には町会と行政が協力して取り組むべきという結論であった。
- ・町会連合会からの意見聴取で出た意見だが、自分はあくまでも町会で自主的に行うべきと思っている。強制するのは行き過ぎている。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見 5 6 学生の役割について (類似意見 意見 5 7)】

意見 5 6・学生は、市外から来ている人も多く、当市の本当の文化が分からぬと思うので、そういったことを覚えることも非常に大切であると思う。

意見 5 7・学生は、多くが県外から来て、4年程度で弘前から去っていくが、それまでに弘前を好きになってもらい、別のまちに住んだときには、弘前はいいまちだということを広げてもらうようなまちづくりをしたいので、企画をさせるなど、参画意識を持たせるようなものを与えることも大事だと思う。

#### 【議論】

- ・学生の役割の部分で十分記述があり、今まで議論してきたことは、意見を吸い上げるだけではなく、学生も参画していくようなまちづくりを行うという意味合いなので、変更する必要はないと思う。
- ・学生は研究第一の部分があるので、現状のままでいいと思う。

#### 【結論】

- ・当委員会として、意見内容の思いを込めて中間報告書を作成したので、修正はしない。

#### 【意見 5 8 学生の役割について】

意見 5 8・学生力を発揮できる環境をつくるのはいいことだが、そういった環境があることを学生たちにアピールすることが大切ではないかと思う。

#### 【議論】

- ・解説の部分に、いろいろな分野で学んでいるので、失敗を恐れずチャレンジしてほしいといった内容があるので、全部網羅していると思う。
- ・運用する段階で、学生への周知をしっかり行えばいいと思う。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見 5 9 学生の役割、子どもの役割について】

意見 5 9・主体の役割等の項目において、市民だけでなく、学生や子どもに枝分かれして、それぞれの役割があることを示しているのは、すごくいいと感じた。

#### 【結論】

- ・賛成意見のため、審議しない。

#### 【意見 6 0 子どもの権利について】

意見 6 0・子どもをまちづくりの一員として考えていることはいいが、積極的に意見を吸い上げる機会を設けていく方法など、子どもを主体としたまちづくりは、どのようにして行っていくのか。

#### 【議論】

- ・あまり具体的な内容は条例に書けないので、意見を吸い上げる機会を設けることが必要になってくると思う。
- ・具体的な施策で考えることなので、条例には盛り込まなくていいと思う。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見 6 1 子どもの権利について（類似意見 意見 6 2、6 3）】

意見 6 1・現在、子ども議会など意見を吸い上げる機会を設けているので、権利という受け身のニュアンスではなく、役割として、子どもたちもまちづくりに参画するニュアンスにした方がいいと感じた。

意見 6 2・子どもに権利という言葉を使っているが、これから成長していく子どもたちにとって、今から権利という言葉を植え付けていいのか疑問であり、むしろ健全な子どもを育てるためには、社会における役割を果たすように位置付けた方がいいと思う。

意見 6 3・子どもから直接意見を求める機会も増えているところであるが、権利だけではなく、

既に担っている役割についても併せて記載してはどうか。

#### 【議論】

- ・まちづくりから子どもたちを排除しないことが、この条例の考え方だと思う。子どもたちもまちづくりの一員として、育てていこうという趣旨だと思う。
- ・今までまちづくりというと大人だったが、子どもたちをまちづくりの担い手に含めようという意図で議論してきた。
- ・子どもにとって、まちづくりに参加できる権利があるから、安心してまちづくりに関わることができ、それを支えるのが市民の役割でもある。そういう意味で、修正案は読み手にとって分かりやすいと思う。
- ・修正案はとてもいいものになっているが、「できる限り」という表現が気になるので、削除してもいいのではないか。

#### 【結論】

- ・意見6 3の修正案のとおり修正する。(ただし、「できる限り」は削除する。)

#### 【意見6 4 子どもの権利について】

意見6 4・子どもの権利のその他の意見に、子どもの活動が学校に集中して、学校外の活動が少ないため、子ども会の活動も積極的に参加してほしいとあるが、現状は参加できる状況になっていないし、子どもからすれば、子ども会は、活動が大きすぎて参加が難しいので、違った形でそういったものがあればいいと思う。

#### 【議論】

- ・意見聴取の場では、子ども会だけではなく、JRC活動など、学校によって特性があるので、そういうものをまちづくりに取り入れるという説明をし、相手方も納得していた。具体的な施策などは制定後のことなので、修正する必要はないと思う。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見6 5 コミュニティの役割について】

意見6 5・協働については、一部を町会や市民に任せることであり、それによりさらにいいまちが作れるということを先日学んだが、それも踏まえて、コミュニティの役割の内容は、素敵だと思った。

#### 【結論】

- ・賛成意見のため、審議しない。

#### 【意見6 6 コミュニティの役割について】

意見6 6ア・一般的に、ボランティアの問題として、常々参加していると長続きしないことがあるので、特定非営利活動法人の活動を市民参加の場として捉え、その活動にもより多く参加してもらう方向にならないかと思う。

意見6 6イ・町会は、組織自体の高齢化により、コミュニティとしての機能を果たしているのかという問題があるため、コミュニティの役割に町会に関する記載はあるが、町会そのものも1つの主体になるという感じがする。

意見6 6ウ・町会については、改めてその捉え方は必要であるとともに、大事なコミュニティである意識も重要であると思った。

#### 【議論】

- ・中間報告書のコミュニティの役割で、全部網羅していることなので、修正の必要はないと思う。
- ・中間報告書の方針に記載している内容で十分だと思う。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見 6 7 コミュニティの役割について】

意見 6 7 ア・まちづくりは、隣近所のつながりといったコミュニティから生まれるということ  
も市民の人たちは意識されているので、特別な取組をしなくても、何か当たり前のことをやるだけでいいのかなという気がする。

意見 6 7 イ・町会では、以前、会館に子どもが集まって、年配の人が遊び方を教えたり、絵本  
を読んだりという環境があって、その中で子どもが育っていたという面があった  
ので、地域の小さいコミュニティをより大事にしていった方がいいと思う。

### 【議論】

- ・町会によっては、子どもたちを集めて事業を行うなど、活発に活動している。中間報告書  
の記載で十分だと思う。

### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見 6 8 コミュニティの役割について】

意見 6 8 ア・「担い手の育成に努め」という部分について、子どもが少なくなって、それが難  
しくなっているが、まちづくりにおいてはとても重要で、コミュニティは深く関  
わっているので、コミュニティを絶やさないための具体的な策なども考える必要  
があると思った。

意見 6 8 イ・町会の活動に子どもたちの参加を得るには、例えば、町会でねぷたに積極的に取  
り組んで、1人での参加は抵抗があるので、小学校にも声をかけて仲間と一緒に  
参加してもらうなど、具体的な活動をした方がいいと思った。

### 【議論】

- ・このような意見はとても嬉しいが、細かい事業まで条例に書けるわけではないので、入れ  
込まなくてもいいと思う。
- ・コミュニティという組織は課題があるのは当たり前で、解決するためにそれぞれが活動し  
ている。コミュニティはどうあるべきかを、市民が議論していくべきで、運用の段階で考  
えればいいと思う。
- ・地区によっては、児童センターで年間行事を計画し、活発に活動しているので、心配はな  
いと思う。

### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見 6 9 事業者の役割について】

意見 6 9 ア・事業者の役割において、まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努  
めるという利益だけを目的としないところがいいと思った。

意見 6 9 イ・この条例の原点は、市民の幸せな暮らしということで、事業者の役割にある社会  
貢献も大事だが、その従業員の生活の確保というのも大事であって、そういった  
就職先があれば、弘前に残る人が増えて、若い人でも住みよいまちになると思う。

### 【議論】

- ・これは学生さんがすごく考えて出してくれた意見である。未来を担っていく方の意見とし  
て捉えていいと思う。

### 【結論】

- ・ア 賛成意見のため、審議しない。
- ・イ 中間報告書のまま、修正はしない。

### 【意見 7 0 事業者の役割について】

意見 7 0 ア・事業者は、自分たちの事業を発展させ、利益を生んで、納税や地域での経済活動  
に貢献するなりして、そういう中から社会貢献、災害時の役割、社員への厚生

等が実現できるものであり、本体がぐらついていては何もできないといった面からいうと、目的の中に、弘前市の総合的な活性化といった意味合いも入ってよかつたのではないか。

意見 70 イ・事業者の役割として 1 番重要なものは、雇用の維持確保であり、それを確保した上で、労働者に対する安定した収入を保証していくことだと思う。

#### 【議論】

- ・これは事業者の人たちが自分たちの役割を果たすために、弘前市の総合的な活性化を目的に入れればいいのではないかと言うけれども、それは総合計画の中に入れればいいのであって、自治基本条例に入れるものではないと思う。
- ・事業者の役割は、事業者にとっては当然のことだと思うので、修正はしなくていいと思う。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見 71 事業者の役割について】

意見 71 ・「物資提供」という表現を用いると、事業者に対して、無償提供を求めるなど、過度の負担を与えるといった誤解を招くおそれがある。

#### 【議論】

- ・自分たちは強制的な意味と捉えていないので、表現として分かりやすいならば修正すればいいのではないか。

#### 【結論】

- ・意見の修正案のとおり修正する。

#### 【意見 72 議会等の役割について】

意見 72 ア・政策提言及び議案提出権は、議会の各委員会及び議員が有する権利であるが、いずれもその行使の始まりは、個々の議員であるため、議会の役割から議員の役割に記載すればどうか。

意見 72 イ・「○○権を行使する」という表現があるが、特に理由がない場合でもその行使を義務付けるような誤解を招くおそれがあるため、誤解を与えず、かつ、柔らかい表現に修正すればどうか。

意見 72 ウ・「まち全体の発展」という表現は、市内的一部地域を指すものとして、誤解を招くおそれがあることから、市内全域を的確に表現する用語に修正してはどうか。

#### 【議論】

- ・結果として議会だが、議員の提案等からの始まりなので、修正すればいいと思う。
- ・「行使する」という表現より、柔らかい表現になっているのでいいと思う。
- ・義務付けという誤解を与えないために、この修正案が出てきているので、そのとおり修正すればいいのではないか。
- ・議会の役割は議案提出権等を行使することだと思っているが、柔らかい表現にするのであればいいと思う。
- ・修正案では「まち」を「市」に直しているが、今までには「まち」を弘前市全体として捉え議論してきた。
- ・今までの議論は一貫して「まち」を「市」という意味で通しているので、修正しないことしたい。

#### 【結論】

- ・ア、イ 意見の修正案のとおり修正する。
- ・ウ 修正せず、「まち」という表現のままにする。

#### 【意見 73 議会等の役割について】

意見 73 ・弘前の将来は、市民、議会、執行機関の 3 者が全て歯車のように回らないと進んで

いかず、この条例を定めることによって、お互いの足りない部分が見えてくると思うし、議員の方々との協働の必要性も感じて、その協働がうまく図ることができれば、弘前のまちも一気に前進していくのではないかという感覚がある。

#### 【結論】

- ・条例制定後の取組として考えることであり、この場では審議しない。

#### 【意見 7 4 執行機関等の役割について】

意見 7 4 ア・「分かりやすい組織とすること」とは、他の役割の内容と比べ、具体的なものであることから、役割でなく、5 まちづくりの仕組み（1）行政運営へ移管することもできると思うがどうか。

意見 7 4 イ・「分かりやすい」という部分は、組織の名称、各部署の事務分担等様々あるが、とにかく市民の立場で分かりやすいという思いをより明確に表現してはどうか。

#### 【議論】

- ・市民が市役所を訪れた時に、この用事ならばどの課に行けばいいと分かるようなものが、分かりやすい組織だと思う。
- ・分かりやすい組織、名称を指していると思うが、現在はいろいろな名前になっていて、分かりにくい。
- ・市民に分かりやすいことがキーワードになっていて、そういう意味では具体的な仕組みなのかもしれないが、執行機関の姿勢として分かりやすくすることが役割であるというイメージなので、役割に記載があつていいと思う。
- ・「市民にとって」の表現を加えることにより、対象が具体的になるのでいいと思う。

#### 【結論】

- ・ア 修正せず、中間報告書のままとする。
- ・イ 意見 7 4 イの修正のとおり修正する。

#### 【意見 7 5 執行機関等の役割について】

意見 7 5 ・今の高校生は、大学進学などで弘前から出ていってしまうので、そういう人たちが戻ってくるようなものや弘前に子どもが残るようなものについて、これからでも考えて取り組んでいけばいいと思う。

#### 【結論】

- ・条例制定後の取組として考えることであり、この場では審議しない。

#### 【意見 7 6 執行機関等の役割について】

意見 7 6 ・町会の加入率の問題は、地域として考えるものであると思うが、行政としてできるとすれば、町会の加入者に対する優遇措置であると思う。

#### 【議論】

- ・町会個別の問題に対してどうするかは、自治基本条例とは異なる問題で、視点が違うため、修正しないことしたい。

#### 【結論】

- ・中間報告書のまま、修正はしない。

#### 【意見 7 7 執行機関等の役割について】

意見 7 7 ・行政や町会連合会など、様々な団体が一緒になってまちづくり活動を続ける機会があれば、違う世代との交流も図られ、この条例の実効性も上がると思うので、当市の中の縦割りを打破してほしい。

#### 【結論】

- ・条例制定後の取組として考えることであり、この場では審議しない。

#### 【意見 7 8 執行機関等の役割について】

意見 7 8 ・市民力等の推進で、エリア担当制度についてうたわれているが、単に町会の係とな

るのではなく、職員の質の向上を図り、本当の問題点を解決していくために、執行機関としての情報のやり取りという役割にしっかりと重みを持たせて配置していくことも必要になると感じている。

#### 【議論】

- ・普段の市職員を見て思っていることを素直に話したものだと思う。執行機関でどのような位置付けで行うかを考えればいいと思う。
- ・エリア担当制の在り方などは、今後執行機関でしっかりと考えてほしい。

#### 【結論】

- ・制度の具体的な内容に関する意見なので、中間報告書の修正はしない。

#### 【意見 7 9 協働の推進について】

意見 7 9 ・<方針>の内容をより分かりやすいものとするため、<方針>の「仕組みに取り組む」という部分を修正してはどうか。

#### 【議論】

- ・意見の修正案の方が分かりやすい。
- ・意見の修正前の方が、丁寧な記載になっているのでいいと思う。
- ・条文化する際は、簡潔な表現に直すので、修正してもいいと思う。

#### 【結論】

- ・修正案のとおり修正する。

#### 【意見 9 1 行政運営全体について】

意見 9 1 ・まちづくりの仕組みは、主に行政が対象となるものではあるが、盛り込んでいる項目数が多く、条例に規定する真に重要なものが薄れているような感じも見受けられるため、条例に盛りこむべき項目について、再度精査してはどうか。併せて、市以外の主体が対象となるものを加え、市民・議会・執行機関の協働、市民主体ということがより感じられるものとしてはどうか。

#### 【議論】

- ・項目の数が多いということだが、記載している項目は間違いではないし、市民が自治基本条例を見てある程度分かることを意識して作ってきた。
- ・極端な話だが、他の法令で読めるものを削除していくと、最終的には自治基本条例 자체がいらないということになる。自治基本条例は、みんなでいいまちをつくるという思いを分かりやすく作るものなので、他の法令で読めるので削ると分かりやすい組織の部分と相反していくことになるのではないか。
- ・自分たちは必要と思って議論してきたもので、基本だと思うので、このままがいい。
- ・市民にとって分かりやすい条例を作ってきたが、他の法令で読むとなると、結局専門的で分かりづらくなると思う。
- ・市民は地方自治法と言われても分からず人がほとんどで、例えば、最少の費用で最大の効果とあるが、それを分かってもらうために、自治基本条例で知らせていくものだと思う。

#### 【結論】

- ・不要な項目はなく、中間報告書のまます。

### 3 その他

#### (1) 次回の会議内容について

#### 【結論】

- ・次回は、2月17日（月曜日）午後6時00分から、引き続き中間報告書の修正について議論することとした。

#### (2) その他

#### 【結論】

・特になし